

平成 2 7 年

第 1 回 定例 市 議 会

議 案 書

阿 久 根 市

## 付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
5	平成 2 6 年度阿久根市一般会計補正予算（第 8 号）	別 冊
6	平成 2 6 年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
7	平成 2 6 年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）	
8	平成 2 6 年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号）	
9	平成 2 6 年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
1 0	平成 2 6 年度阿久根市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
1 1	人権擁護委員の候補者の推薦について	1
1 2	阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 2 2 年度～平成 2 7 年度）の一部変更について	3
1 3	阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	9
1 4	阿久根市職員の再任用に関する条例の制定について	1 3
1 5	阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
1 6	阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 9

1 7	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
1 8	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
1 9	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	3 2
2 0	阿久根市いじめ問題対策委員会条例の制定について	3 5
2 1	教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について	3 8
2 2	阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	4 0
2 3	阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について	4 2
2 4	阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 5
2 5	阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
2 6	阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	5 0
2 7	阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 1
2 8	阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	6 6
2 9	阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について	8 6
3 0	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	9 0

3 1	平成 2 7 年度阿久根市一般会計予算	別 冊
3 2	平成 2 7 年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	別 冊
3 3	平成 2 7 年度阿久根市簡易水道特別会計予算	
3 4	平成 2 7 年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	
3 5	平成 2 7 年度阿久根市介護保険特別会計予算	
3 6	平成 2 7 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	
3 7	平成 2 7 年度阿久根市水道事業会計予算	



議案第 1 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を，人権擁護委員の候補者に推薦したいので，人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により，議会の意見を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市*****番地*
氏 名	川 畑 ゆ かり
生年月日	昭和**年**月**日

提案理由

人権擁護委員 前 田 和 子 氏が平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので，その後任として 川 畑 ゆ かり 氏を推薦しようとするものである。

議案第11号参考

川 畑 ゆ か り 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市\*\*\*\*\*番地\*

生 年 月 日 昭和\*\*年\*\*月\*\*日

学 歴

昭和\*\*年\*\*月 \*\*\*\*\*

昭和\*\*年\*\*月 \*\*\*\*\*

職 歴

昭和\*\*年\*\*月 \*\*\*\*\*

平成\*\*年\*\*月 \*\*\*\*\*

平成\*\*年\*\*月 \*\*\*\*\*

平成\*\*年\*\*月 \*\*\*\*\*

平成\*\*年\*\*月 \*\*\*\*\*

## 議案第12号

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）  
の一部変更について

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月26日提出

阿久根市長 西 平 良 将

### 提案理由

種子島周辺漁業対策事業，赤剥線道路新設舗装，子ども発達支援センターこじか整備事業，金属検出機設置事業及び給食センター施設等更新事業を事業計画に追加するため，計画の一部を変更しようとするものである。



(別紙)

第2章 産業の振興

(1) 現況と問題点

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>Ⅲ 水産業の振興</p> <p>魚価の付加価値向上の…… (略) ……県内外にPRしているところである。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>漁港・港湾施設の…… (略) ……施設の維持管理に努める必要がある。</p>	<p>Ⅲ 水産業の振興</p> <p>魚価の付加価値向上の…… (略) ……県内外にPRしているところである。</p> <p>阿久根漁港に整備されている製氷施設については、老朽化により生産能力が低下しており、水産物の鮮度を保つために必要な氷を漁業者に安定供給できるよう、施設を改修する必要がある。</p> <p>漁港・港湾施設の…… (略) ……施設の維持管理に努める必要がある。</p>	<p>20頁, 27頁以降 下線部の追加</p>

(2) その対策

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>Ⅲ 水産業の振興</p> <p>⑤ 大型船団等の誘致に努め、漁獲量の安定を目指す。</p> <hr/> <hr/>	<p>Ⅲ 水産業の振興</p> <p>⑤ 大型船団等の誘致に努め、漁獲量の安定を目指す。</p> <p>⑥ 老朽化した製氷施設を改修し、水産物の鮮度を保つために必要な氷の安定供給を図る。</p>	<p>27頁, 5頁以降 下線部の追加</p>

(3) 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策 区分	変更前	変更後	備考																																
1 産業の振興	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 漁港施設</td> <td>漁港整備事業 (脇本漁港, 佐潟 漁港)</td> <td>阿久根市</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(本文にはなし。)</td> </tr> <tr> <td>(8) 観光又は レクリエー ション</td> <td>番所丘公園改修 事業</td> <td>阿久根市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(2) 漁港施設	漁港整備事業 (脇本漁港, 佐潟 漁港)	阿久根市		(本文にはなし。)				(8) 観光又は レクリエー ション	番所丘公園改修 事業	阿久根市		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 漁港施設</td> <td>漁港整備事業 (脇本漁港, 佐潟 漁港)</td> <td>阿久根市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 経営近代 化施設 水産業</td> <td>種子島周辺漁業 対策事業</td> <td>北さつま漁 協</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 観光又は レクリエー ション</td> <td>番所丘公園改修 事業</td> <td>阿久根市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(2) 漁港施設	漁港整備事業 (脇本漁港, 佐潟 漁港)	阿久根市		(3) 経営近代 化施設 水産業	種子島周辺漁業 対策事業	北さつま漁 協		(8) 観光又は レクリエー ション	番所丘公園改修 事業	阿久根市		<p>31頁 事業名に「(3) 経営近代化施設」を、事業内容に「種子島周辺漁業対策事業」を追加する。</p>
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
(2) 漁港施設	漁港整備事業 (脇本漁港, 佐潟 漁港)	阿久根市																																	
(本文にはなし。)																																			
(8) 観光又は レクリエー ション	番所丘公園改修 事業	阿久根市																																	
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
(2) 漁港施設	漁港整備事業 (脇本漁港, 佐潟 漁港)	阿久根市																																	
(3) 経営近代 化施設 水産業	種子島周辺漁業 対策事業	北さつま漁 協																																	
(8) 観光又は レクリエー ション	番所丘公園改修 事業	阿久根市																																	

第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(3) 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策 区分	変 更 前	変 更 後	備 考																																
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1630 544 1827">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="432 1406 544 1630">事業内容</th> <th data-bbox="432 1256 544 1406">事業主体</th> <th data-bbox="432 1160 544 1256">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1630 847 1827">(1) 市町村道路</td> <td data-bbox="544 1406 847 1630">                     槁之浦深田線                      道路改良舗装                      改良 L=360.0m                      W=5.0m                      舗装 L=360.0m                      W=5.0m                 </td> <td data-bbox="544 1256 847 1406">阿久根市</td> <td data-bbox="544 1160 847 1256"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="847 1160 1150 1630" style="text-align: center;">                     (本文にはなし。)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1150 1406 1246 1630">舗装改修事業</td> <td data-bbox="1150 1256 1246 1406">阿久根市</td> <td data-bbox="1150 1160 1246 1256"></td> <td data-bbox="1150 902 1246 1160"></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(1) 市町村道路	槁之浦深田線 道路改良舗装 改良 L=360.0m W=5.0m 舗装 L=360.0m W=5.0m	阿久根市		(本文にはなし。)				舗装改修事業	阿久根市			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 902 544 1099">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="432 678 544 902">事業内容</th> <th data-bbox="432 528 544 678">事業主体</th> <th data-bbox="432 432 544 528">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 902 847 1099">(1) 市町村道路</td> <td data-bbox="544 678 847 902">                     槁之浦深田線                      道路改良舗装                      改良 L=360.0m                      W=5.0m                      舗装 L=360.0m                      W=5.0m                 </td> <td data-bbox="544 528 847 678">阿久根市</td> <td data-bbox="544 432 847 528"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="847 528 1150 902">                     赤剥線                      道路新設舗装                      新設 L=76.0m                      W=6.0m                      舗装 L=76.0m                      W=6.0m                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1150 678 1246 902">舗装改修事業</td> <td data-bbox="1150 528 1246 678">阿久根市</td> <td data-bbox="1150 432 1246 528"></td> <td data-bbox="1150 185 1246 432"></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(1) 市町村道路	槁之浦深田線 道路改良舗装 改良 L=360.0m W=5.0m 舗装 L=360.0m W=5.0m	阿久根市		赤剥線 道路新設舗装 新設 L=76.0m W=6.0m 舗装 L=76.0m W=6.0m				舗装改修事業	阿久根市			37頁 「(1) 市町村道路 道路」に「赤 剥線道路新設舗 装」を追加する。
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
(1) 市町村道路	槁之浦深田線 道路改良舗装 改良 L=360.0m W=5.0m 舗装 L=360.0m W=5.0m	阿久根市																																	
(本文にはなし。)																																			
舗装改修事業	阿久根市																																		
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
(1) 市町村道路	槁之浦深田線 道路改良舗装 改良 L=360.0m W=5.0m 舗装 L=360.0m W=5.0m	阿久根市																																	
赤剥線 道路新設舗装 新設 L=76.0m W=6.0m 舗装 L=76.0m W=6.0m																																			
舗装改修事業	阿久根市																																		

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(3) 事業計画（平成22年度～平成27年度）

自立促進施策 区分	変 更 前	変 更 後	備 考																																
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1630 518 1825">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="411 1406 518 1630">事業内容</th> <th data-bbox="411 1256 518 1406">事業主体</th> <th data-bbox="411 1160 518 1256">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 1630 842 1825">(8) その他</td> <td data-bbox="518 1406 689 1630">がん検診事業</td> <td data-bbox="518 1256 689 1406">阿久根市</td> <td data-bbox="518 1160 689 1256"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="689 1160 842 1406" style="text-align: center;">(本文にはなし。)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(8) その他	がん検診事業	阿久根市		(本文にはなし。)				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 902 518 1097">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="411 678 518 902">事業内容</th> <th data-bbox="411 528 518 678">事業主体</th> <th data-bbox="411 432 518 528">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 902 842 1097">(8) その他</td> <td data-bbox="518 678 689 902">がん検診事業</td> <td data-bbox="518 528 689 678">阿久根市</td> <td data-bbox="518 432 689 528"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="689 678 842 902"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="689 678 796 902">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="689 528 796 678">事業内容</th> <th data-bbox="689 432 796 528">事業主体</th> <th data-bbox="689 336 796 432">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="796 678 842 902"></td> <td data-bbox="796 528 842 678">子ども発達支援センターこじか整備事業</td> <td data-bbox="796 432 842 678">阿久根市</td> <td data-bbox="796 336 842 432"></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	(8) その他	がん検診事業	阿久根市		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="689 678 796 902">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="689 528 796 678">事業内容</th> <th data-bbox="689 432 796 528">事業主体</th> <th data-bbox="689 336 796 432">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="796 678 842 902"></td> <td data-bbox="796 528 842 678">子ども発達支援センターこじか整備事業</td> <td data-bbox="796 432 842 678">阿久根市</td> <td data-bbox="796 336 842 432"></td> </tr> </tbody> </table>				事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		子ども発達支援センターこじか整備事業	阿久根市		52頁 「(8) その他」に「子ども発達支援センターこじか整備事業」を追加する。
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
(8) その他	がん検診事業	阿久根市																																	
(本文にはなし。)																																			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
(8) その他	がん検診事業	阿久根市																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="689 678 796 902">事業名 (施設名)</th> <th data-bbox="689 528 796 678">事業内容</th> <th data-bbox="689 432 796 528">事業主体</th> <th data-bbox="689 336 796 432">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="796 678 842 902"></td> <td data-bbox="796 528 842 678">子ども発達支援センターこじか整備事業</td> <td data-bbox="796 432 842 678">阿久根市</td> <td data-bbox="796 336 842 432"></td> </tr> </tbody> </table>				事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		子ども発達支援センターこじか整備事業	阿久根市																									
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
	子ども発達支援センターこじか整備事業	阿久根市																																	



議案第 1 3 号

阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

行政手続法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 0 号）が施行されることに伴い，本市における行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示，行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続について定めるため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市行政手続条例の一部を改正する条例

阿久根市行政手続条例（平成9年阿久根市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」を「第4章  
第4章の  
行政指導（第30条―第34条の2）」に改める。

2 処分等の求め（第34条の3）」

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第13条第1項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改める。

第33条第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、こ

の限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市の行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。



附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(阿久根市税条例の一部改正)

2 阿久根市税条例(昭和45年阿久根市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(阿久根市国民健康保険税条例の一部改正)

3 阿久根市国民健康保険税条例(昭和45年阿久根市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 1 4 号

阿久根市職員の再任用に関する条例の制定について

阿久根市職員の再任用に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 の規定に基づき，職員の再任用に関し必要な事項を定めるため，この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤務期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

- 2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(阿久根市職員の定年等に関する条例の一部改正)
- 2 阿久根市職員の定年等に関する条例(昭和58年阿久根市条例第31号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「, 第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。  
第5条を削り, 第6条を第5条とする。  
附則第4項を削る。  
(阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 3 阿久根市職員の育児休業等に関する条例(平成4年阿久根市条例第12号)の一部を次のように改正する。  
第19条第2号中「に規定する」を「又は第28条の6第2項の規定により採用された」に改める。  
(阿久根市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の一部改正)
- 4 阿久根市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年阿久根市条例第23号)の一部を次のように改正する。  
第2条中第4項を第5項とし, 第3項を第4項とし, 第2項の次に次の1項を加える。  
3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は, 第1項の規定にかかわらず, 休憩時間を除き, 4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で, 任命権者が定める。  
第3条中「任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。  
第4条第2項本文中「任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め, 同項ただし書中「及び任期付短時間勤務職員」を「, 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。  
第12条第1項第1号中「及び任期付短時間勤務職員」を「, 再

任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第19条中「任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

議案第 1 5 号

阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 7 9 号）が  
施行されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を  
改正する条例

阿久根市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年  
阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし，第4号から第7号までを1号ずつ繰  
り下げ，第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 16 号

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
(平成 26 年法律第 76 号) が施行されること等に伴い、条例の一部  
を改正しようとするものである。



(別紙)

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年  
阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から第62号ま  
でを1号ずつ繰り上げ，第63号を第64号とし，同号の前に次の2  
号を加える。

(62) いじめ問題対策委員会委員長	日額 15,000円
(63) いじめ問題対策委員会委員	日額 14,000円

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

議案第 17 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が施行されることに伴い、教育長の給与等について必要な事項を定めるとともに、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長及び副市長」を「市長，副市長及び教育長」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 教育長 月額 587,000円

第2条第4項に次の3号を加える。

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第7条の規定により罷免された者

(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条の規定により解職された者

(7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条の規定により失職した者

附則に次の1項を加える。

19 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における市長等の給料月額は，第2条第1項の規定にかかわらず，市長にあっては同項第1号に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を，副市長にあっては同項第2号に規定する額から当該額の100分の8に相当する額を，教育長にあっては同項第3号に規定する額から当該額の100分の7に相当する額を減じて得た額とする。ただし，手当の額の算出の基礎となる給料月額は，同項に規定する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

(教育長の給与に関する条例の廃止)

2 教育長の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第3号）は，廃止する。

議案第18号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成27年2月26日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

職員の給料月額を減額するとともに、再任用職員の給与等について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

1 1 法第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は，その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち，その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は，前条第11項の規定にかかわらず，同項の規定による給料月額に，勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の4第2項中「育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等，再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の5第2項中「23,000円」を「30,000円」に，「45,000円」を「70,000円」に改める。

第8条第1項ただし書中「育児短時間勤務職員等」を「育児短時間勤務職員等，再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の2中第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と，「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

第11条の5第2項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が規則で定める基

準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

第15条の2の見出し中「任期付短時間勤務職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「任期付短時間勤務職員」を「再任用職員及び任期付短時間職員」に改める。

附則第8項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改め、同項各号列記以外の部分中「受ける職員」の次に「（再任用職員を除く。）」を加え、同項第2号中「第11条の2第4項」を「第11条の2第5項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項第3号中「第11条の2第4項」を「第11条の2第5項」に改める。

附則に次の2項を加える。

14 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における職員の給料の月額は、第3条、第4条及び附則第8項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（この項において「基礎額」という。）から、基礎額にその者の給料表の級の区分に応じ次の表の率欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地方自治法第204条第2項に規定する手当及び勤務1時間当たりの給与額（第12条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額と

する。

給料表	級	率
一般行政職給料表	1 級及び 2 級	1 0 0 分の 2
	3 級及び 4 級	1 0 0 分の 3
	5 級	1 0 0 分の 4
	6 級及び 7 級	1 0 0 分の 5

15 前項の場合において、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、所属している職務の級から上位の職務の級へ昇格した者が当該昇格の日以後に受けることとなる給料の月額が、その者が昇格しなかったとした場合に受けることとなる給料の月額を下回ることとなるときは、その者の給料の月額は、当該昇格をしなかったとした場合に受けることとなる給料の月額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000



再任用職員以外の職員	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		

65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			

	99		294,200	342,200				
	100		294,600	342,500				
	101		294,800	342,800				
	102		295,100	343,200				
	103		295,500	343,600				
	104		295,800	344,000				
	105		296,000	344,500				
	106		296,300	344,900				
	107		296,700	345,300				
	108		297,000	345,700				
	109		297,200	346,200				
	110		297,600	346,600				
	111		298,000	346,900				
	112		298,300	347,200				
	113		298,400	347,700				
	114		298,700					
	115		299,000					
	116		299,400					
	117		299,600					
	118		299,800					
	119		300,100					
	120		300,400					
	121		300,800					
	122		301,000					
	123		301,300					
	124		301,600					
	125		301,900					
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (切替日前の異動者の号給等の調整)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (給料の切替えに伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第4条 切替日から平成30年3月31日までの間において、改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例第7条の5第2項を適用する場合は、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

### (規則への委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 19 号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）が施行されたこと等に伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の阿久根市税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条

の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 2 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に締結された新法附則第15条第34項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 20 号

阿久根市いじめ問題対策委員会条例の制定について

阿久根市いじめ問題対策委員会条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）が施行されたことに伴い、いじめ防止対策について審議するとともに、重大事態が発生した場合の調査を行う組織を設置するため、この条例を制定しようとするものである。



(別紙)

## 阿久根市いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、阿久根市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための調査、研究及び有効な対策を検討するための審議を行うこと。
- (2) 法第28条第1項の規定に基づく重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) いじめの問題に関して学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降、最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

## 議案第 2 1 号

教育長の勤務時間，休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

教育長の勤務時間，休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）が施行されることに伴い，教育長の勤務時間，休暇等及び職務専念義務の特例について必要な事項を定めるため，この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

教育長の勤務時間，休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は，教育長の勤務時間，休暇等及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づく教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間，休暇等)

第2条 教育長の勤務時間，休暇等については，阿久根市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年阿久根市条例第23号）の適用を受ける職員の例による。この場合において，同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と，「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については，阿久根市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年阿久根市条例第11号）の適用を受ける職員の例による。この場合において，同条例中「任命権者」とあるのは，「教育委員会」とする。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

議案第 2 2 号

阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

平成 2 7 年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、子どものための教育・保育給付の支給要件等については、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）において定められたため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市保育の実施に関する条例を廃止する条例

阿久根市保育の実施に関する条例（昭和62年阿久根市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

議案第 23 号

阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、本市における子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号，第28条第2項各号，第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号，第28条第2項各号，第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する市町村が定める額は，それぞれ当該規定に規定する政令で定める額を限度として，規則で定める。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は，災害その他の理由により特に必要があると認めるときは，利用者負担額を減額し，又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，法の施行の日から施行する。

(法附則第6条第1項の適用がある間の特定保育所の保育費用の額の経過措置)

2 法附則第6条第1項の適用を受ける間，同条第4項に規定する額は，規則で定める。

(法附則第9条第1項の適用がある間の私立幼稚園の利用者負担額の経過措置)

3 法附則第9条第1項の適用を受ける間，同項第1号イ，第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する市町村が定める額



は、それぞれ当該規定に規定する政令で定める額を限度として、規則で定める。

議案第 24 号

阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）が施行されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

阿久根市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成12年阿久根市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案 25 号

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 397 号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 135 号）が施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例

阿久根市介護保険条例（平成12年阿久根市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保険料率）

第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 年額33,600円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 年額50,400円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 年額50,400円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 年額60,480円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 年額67,200円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 年額80,640円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 年額87,360円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 年額100,800円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 年額114,240円

第4条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「, 第5号ロ, 第6号ロ, 第7号ロ又は第8号ロ」に、「から第5号」を「から第8号」に改める。

附則に次の1条を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平

成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間には行わず，その翌日から行うものとする。

2 法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項第 4 号に掲げる事業については，その円滑な実施を図るため，平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までの間には行わず，その翌日から行うものとする。

3 法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項第 5 号に掲げる事業については，その事業の実施に必要な準備のため，平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間には行わず，その翌日から行うものとする。

4 法第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項第 6 号に掲げる事業については，その円滑な実施を図るため，平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間には行わず，その翌日から行うものとする。

#### 附 則

1 この条例は，平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の阿久根市介護保険条例第 2 条の規定は，平成 2 7 年度以後の年度分の保険料について適用し，平成 2 6 年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

議案第 26 号

阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）が施行されることに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年阿久根市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り，同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え，「併設されている」を「ある」に改め，同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め，同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め，同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め，同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め，同条第12項中「第191条第10項の規定により同条第1項第1号イ」を「第191条第10項の規定により同条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「，指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に，「定期巡回サービス，随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め，



同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」

を「前条第2項」に改める。

第80条中「，第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは，」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え，同項に次の表を加える。

<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第82条第6項各号を削り，同条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に，「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め，同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め，同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に，「若しくは同一敷地

内」を「，同一敷地内」に改め，「職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え，同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め，同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，」を加え，同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に，「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め，同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし，指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は，1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

#### 第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「，指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項，第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（法施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に，「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に，「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に，「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に，「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に，「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に，「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め，同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め，同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に，「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に，「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め，同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に，「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め，同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に，「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め，同項ただし書中「指定複合型サービス事業

所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項本文中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小

規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第1号及び第2号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第3号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多

機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス従業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能



型居宅介護従業者」に、「第 8 2 条第 6 項各号」を「第 8 2 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 27 号

阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

### 提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）が施行されることに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第8条の2第14項」を「法第8条の2第12項」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には，当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に，「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め，「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え，同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第15条第2項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，第7条第4項の単

独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項に次の表を加える。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第44条第6項各号を削り，同条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に，「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め，同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め，同条第10項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め，同項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中

欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「，同一敷地内」に改め、「職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え，同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め，同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，」を加え，同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「，第31条から第36条まで，第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は，1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条，第37条

(第4項を除く。), 第38条」に改める。

附 則

この条例は, 平成27年4月1日から施行する。

議案第 28 号

阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正されたことに伴い、本市における指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に  
関する基準を定める条例

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 3 条)
- 第 2 章 基本方針 (第 4 条)
- 第 3 章 人員に関する基準 (第 5 条・第 6 条)
- 第 4 章 運営に関する基準 (第 7 条 - 第 3 1 条)
- 第 5 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第 3 2 条 - 第 3 4 条)
- 第 6 章 基準該当介護予防支援に関する基準 (第 3 5 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 9 条第 1 項第 1 号、第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

#### (指定介護予防支援事業者の資格)

第 3 条 法第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人である者とする。

### 第 2 章 基本方針

#### (基本方針)

第 4 条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居



宅において，自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定介護予防支援の事業は，利用者の心身の状況，その置かれている環境等に応じて，利用者の選択に基づき，利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが，当該目標を踏まえ，多様な事業者から，総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援の提供に当たっては，利用者の意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう，公正かつ中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は，事業の運営に当たっては，市，地域包括支援センター，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター，指定居宅介護支援事業者，他の指定介護予防支援事業者，介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努めなければならない。

### 第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は，当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は，指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は，専らその職務に従事する者でなければならない。ただし，指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場

合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

#### 第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、当該利用申込者又はその家族の理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信

回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては，指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は，利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは，指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は，第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は，利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは，当該利用申込者又はその家族に対し，第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし，当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は，この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定介護予防支援事業者は，正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認める場合には、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その提供を求める者から提示された被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者が受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が利用者に代わり

当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市(法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45

条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者がこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) その他事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に指定介護予防支援の業務を担当させなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合には当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽のもの又は誇大なものでないようにならなければならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス



事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### (指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### (指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該利用者が居住する地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス

及び住民による自発的な活動によるサービスの内容，利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

- (6) 担当職員は，介護予防サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有している生活機能や健康状態，置かれている環境等を把握した上で，次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し，利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて，生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに，介護予防の効果を最大限に発揮し，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は，前号の規定による支援すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては，利用者の居宅を訪問し，利用者及びその家族と面接して行わなければならない。この場合において，担当職員は，面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し，理解を得なければならない。

- (8) 担当職員は，利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき，利用者が目標とする生活，専門的観点からの目標と具体策，利用者及びその家族の意向，それらを踏まえた具体的な目標，その目標を達成するための支援の留意点，本人，指定介護予防サービス事業者，自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 担当職員は，サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために，利用者及びその家族の参加を基本としつつ，介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により，利用者の状

況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

- (15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するとき、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合においては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅に

において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について検証をし

た上で、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿った介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能<sup>くわう</sup>といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、介護予防サー



ビス事業者等とともに目標を共有すること。

- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

## 第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第4条及び前3章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が利用者に代わり当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第31条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に完結する記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。

（阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年阿久根市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号」を「阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年阿久根市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に，「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第34条各号」に改める。

議案第 29 号

阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正されたことに伴い、本市における包括的支援事業の実施に関する基準を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。
- (4) 地域包括支援センター運営協議会 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない

ない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 市内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- (3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上	専らその職務に従事する常勤の前項第1

3,000人未満

号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 30 号

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

番所丘公園のグラウンドゴルフ施設の使用区分を時間制とするとともに、使用料に上限を設けることにより、当該施設の利用の促進を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

## 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例

阿久根市都市公園条例（昭和32年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(4)のクの表グラウンドゴルフの部中「1ラウンド」を「2時間」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 グラウンドゴルフ施設の使用料は、使用時間に2時間に満たない端数があるときはこれを2時間とし、算出した額が10,000円を超えるときはこれを10,000円とする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。